

# 入 札 公 告

制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年９月１４日

尾張旭市長 柴 田 浩

## １ 入札に付する事項

### (1) 工事名等

橋梁長寿命化工事（三郷橋外）

### (2) 工事場所

尾張旭市狩宿新町一丁目地内外

### (3) 工事概要

塗装塗替工 A＝１０６㎡

伸縮装置補修工 N＝４箇所

伸縮目地補修工 N＝４箇所

舗装打換工 A＝２９５㎡

水切り設置工 L＝１１０ｍ 外

### (4) 工期

契約締結日の翌日から令和９年３月１６日まで

### (5) 予定価格

５８，９３８，０００円

（予定価格の１１０分の１００の金額５３，５８０，０００円）

### (6) 最低制限価格

設定有（事後公表）

### (7) 入札方法等

ア 本入札は原則として、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。詳細な入札方法は、尾張旭市建設工事等電子入札実施要領（以下「電子入札実施要領」という（<https://www.city.owariasahi.lg.jp/>「メニュー」－「しごと・産業・コミュニティ」－「入札・契約」－「入札者心得書・要綱・要領等」のページを参照）。）及び電子入札システム操作手引書（<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/tebiki.htm>参照）によるものとする。

イ 本入札は、開札後、落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後確認型の一般競争入札とする（入札方式は、電子入札システムの事後審査型一般競争入札を使用する。）。

## ２ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和８・９年度尾張旭市工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、当該工事の公告の日から落札決定までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (2) 土木一式工事について、次のア又はイの条件を満たしていること。
  - ア 尾張旭市内に入札参加資格確認申請時の契約先事業所を有する者であり、かつ、令和８・９年度建設工事等競争入札参加資格申請時の土木一式工事に係る総合点数が８００点以上（ただし、経営事項審査における完成工事高のない事業者は除く。）の者であること。
  - イ 瀬戸市、長久手市又は名古屋市に入札参加資格確認申請時の契約先事業所を有する者であり、かつ、令和８・９年度建設工事等競争入札参加資格申請時の土木一式工事に係る経営事項審査の総合評定値が１，１００点以上（ただし、経営事項審査における完成工事高のない事業者は除く。）の者であること。

※ 総合点数とは、令和８・９年度尾張旭市工事等競争入札参加資格者名簿登載時の経営事項審査の総合評定値に尾張旭市建設工事業資格付要領の主観的審査事項の点数を合算したものをいう。
- (3) 平成２８年度以降に完成した、国（特殊法人、独立行政法人等は含めない。）又は地方公共団体発注の土木一式工事について、元請として１契約につき３，０００万円以上の施工実績があること。
- (4) 土木一式工事について、建設業法等に定める国家資格等を有する技術者を専任で配置できること。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項第２号に規定する者をいう。）を専任で配置し、特記仕様書で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとなる。なお、配置予定の主任（監理）技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。
- (5) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (6) この公告の日から落札決定までの間、「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２７日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (9) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 入札手続等

- (1) 入札参加申込書の提出

ア 入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより入札参加申込書を提出するものとする（空のワードファイル等を添付したうえで送信する。）。

イ 入札参加申込期間

令和8年9月14日（月）午前8時30分から

令和8年9月17日（木）午後5時まで

※ 電子入札システム利用可能時間とする。

- (2) 入札書等の提出

ア 電子入札システムにより入札書に必要な事項を入力し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を添付ファイル（ワード、エクセル、PDF形式のいずれか）として送信する（工事費内訳書の表紙には、工事名、

工事場所及び会社名を明記し、ファイル名は「（会社名）工事費内訳書」とする。）。なお、工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

また、電子入札システムによりがたい場合は、事前に尾張旭市の承認を得て紙入札方式により入札書を提出するものとする。

イ 入札書等の提出期間

令和8年10月7日（水）午前8時30分から

令和8年10月9日（金）午後5時まで

※ 電子入札システム利用可能時間とする。

(3) 開札の日時及び場所等

ア 日時

令和8年10月13日（火）午前10時30分

イ 場所

尾張旭市総務部総務課

ウ 落札候補者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(4) その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは端数額を切り捨てた額）を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数は、1回とする。

ウ 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札書提出締切日時までに辞退届を提出すること。

4 落札者の決定

落札候補者は、入札参加資格確認申請書に確認資料を添えて持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出された入札参加資格確認申請書及び確認資料の審査の結果、入札参加資格を満たしていることが確認できた場合は、落札者とする。

落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次の順位の入札価格が低い者から順次確認を行い落札者を決定する。この場合、下記(4)の「開札の日」を「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替える。なお、落札候補者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することは原則できないものとする。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 工事の施工実績（様式2）

ウ 配置予定の技術者氏名等（様式3）

尾張旭市のホームページから様式をダウンロードすること。

→「メニュー」－「しごと・産業・コミュニティ」－「入札・契約」－  
「各種様式」－「建設工事様式」

エ 配置予定技術者の資格証明書の写し等（実務経験によるものは経歴書）

オ 建設業の許可の写し

※ 契約を締結する予定の営業所等が従たる営業所等にあたる場合は、当該営業所等が記載されている建設業の許可の写しを併せて提出すること。

カ 配置予定の技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できるもの（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等の写し）

(2) 提出先

〒488－8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市総務部総務課契約係

アドレス [soumu@city.owariasahi.lg.jp](mailto:soumu@city.owariasahi.lg.jp)

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期間

開札の日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）

午前9時から午後4時まで

(5) その他

ア 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格確認申請書が提出された日から起算して原則3日以内に通知する。

イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出書類は、入札参加資格の確認以外に、無断で使用しない。

エ 提出書類は、返却しない。

5 入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明等

(1) 入札参加資格を満たしていないと認めた者には、その理由を付して書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、書面によりその理由の説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により3日以内（閉庁日を除く。）に回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、次のとおりとする。

尾張旭市総務部総務課契約係

6 設計書等の閲覧

設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）並びに契約条項は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

公告日から入札書提出締切日まで（閉庁日を除く。）

午前9時から午後4時まで

- (2) 閲覧場所  
尾張旭市総務部総務課

7 設計図書等に関する質疑回答

設計図書等に関する質疑がある場合は、質疑の内容を質疑書（様式4）に記入の上、電子メールにより送信しなければならない。（必ず電話で受信確認を行うこと。）

(1) 受付期間

令和8年9月14日（月）午前8時30分から

令和8年9月17日（木）午後5時まで

(2) 電子メール送信先

尾張旭市総務部総務課契約係

アドレス [soumu@city.owariasahi.lg.jp](mailto:soumu@city.owariasahi.lg.jp)

- (3) 質疑があった場合は、令和8年10月6日（火）までにあいち電子調達共同システム（CALS／EC）に回答書を掲載（入札情報サービスよりダウンロード（「入札情報サービス」→「入札公告」→「調達機関・尾張旭市・検索」→「調達案件名をクリック」→「保存」））する。

8 設計図書等の配布

入札の参加を希望する者に対して、設計図書等を次のとおり配布する。

(1) 配布期間

公告日から入札書提出締切日時まで

(2) 配布方法

あいち電子調達共同システム（CALS／EC）の入札情報サービスよりダウンロードして入手すること（「入札情報サービス」→「入札公告」→「調達機関・尾張旭市・検索」→「調達案件名をクリック」→「保存」）。

9 入札保証金

尾張旭市契約規則（昭和53年規則第19号。以下「契約規則」という。）第11条第2号の規定により免除とする。

10 入札の無効

契約規則第13条の規定及び電子入札実施要領第15条の規定に該当する場合並びに次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書受付締切予定日時までに送信のない電子入札
- (3) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (4) ICカードを不正に使用して行った入札
- (5) 工事費内訳書を添付ファイルとして送信していない入札
- (6) 入札書と工事費内訳書の金額が明らかに相違する入札
- (7) 公正かつ適正な見積りにより工事費内訳書が作成されていない入札
- (8) 予定価格を超える金額を記載した入札

- (9) 最低制限価格未満の金額を記載した入札
- (10) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (11) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

## 11 契約保証金

### (1) 契約保証金の額

請負金額が500万円以上の工事においては、落札者は、当該入札に係る契約の締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

### (2) 契約保証金の納付の免除

ア 保証会社との間に尾張旭市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

### (3) 契約保証金の還付

契約保証金は、契約者が契約内容に従って履行を行った後に還付する。

## 12 契約書作成の要否

要

## 13 支払条件

### (1) 前払金及び中間前払金

尾張旭市公共工事前金払取扱要領に基づき次のとおり支払うことができるものとする。

#### ア 前払金

請負金額300万円以上の工事につき、10分の4の割合を乗じて得た金額を支払うことができる。ただし、算出して得た額は、10万円未満の端数があるときは切捨てとし10万円単位とする。

#### イ 中間前払金

既に支払われたアの前払金に加え、下記の(ア)から(エ)までの条件を満たせば、追加で請負金額の10分の2の範囲内で前払することができる。ただし、算出して得た額は、10万円未満の端数があるときは切捨てとし10万円単位とする。

(ア) 工期の2分の1を経過していること。

(イ) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了していること。

(ウ) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること。

(エ) 部分払の請求をしていないこと。

- (2) 部分払  
契約規則第 5 5 条による。

14 尾張旭市公契約条例に係る労働条件報告書の提出

尾張旭市公契約条例（平成 2 9 年条例第 1 9 号）に基づき、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上の公共工事に関する契約を特定公契約とし、契約締結後速やかに労働条件報告書を提出するものとする。

本工事は、上記特定公契約に該当するため、労働条件報告書の提出が必要となる。

15 その他

- (1) 入札参加者は、尾張旭市の規則等を厳守すること。
- (2) 実際の工事に当たり、事後審査に必要な提出書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等やむを得ない場合に限る。
- (3) 本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）の対象工事に該当する場合は、工事担当課と協議するものとする。
- (4) 落札決定から契約締結までの期間において、落札者が尾張旭市指名停止取扱要領の措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合において、尾張旭市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (5) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに尾張旭市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (6) システム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合又は予算その他の理由により、入札又は開札の執行を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがある。なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とする。
- (7) この公告に関する問合せ先  
尾張旭市総務部総務課契約係  
電話：0 5 6 1 - 7 6 - 8 1 1 0（直通）